

更新履歴：令和2年11月12日更新

申請期限や申請書の記載方法については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」申請マニュアルをご覧ください。

項番	分類	質問内容	回答
1	対象事業所	令和2年4月1日以降に休止、廃止した事業所も対象となるか。	<p>休廃止事業所の取扱いについては、以下の整理となります。</p> <p>1. 慰労金 ・事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象</p> <p>2. その他の支援金 ・交付決定時点で廃止している事業所は補助の対象外 ・現に休止しているが、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象</p>
2	申請手続き (法人)	慰労金とその他の事業（かかり増し経費補助、在宅サービス事業所による利用者への再開支援助成、在宅サービス事業所における環境整備助成）は同時に申請しなければならないか。	できるだけまとめて申請いただくようご協力をお願いします。申請は原則として、各事業所・施設等で1回を想定していますが、追加申請が必要な場合には、上限額の範囲内で複数回申請することも可能です。
3	申請手続き (法人)	申請は法人単位、事業所・施設単位のどちらで行うのか。	原則として法人単位で一括して申請してください。
4	申請手続き (法人)	事業所が都道府県をまたいで所在する場合、他都道府県の事業所も法人が取りまとめて一括で県に申請してよいのか。	県内に所在する事業所のみを取りまとめて申請してください。
5	申請手続き (法人)	特別養護老人ホームと軽費老人ホームを運営している場合、申請は国保連と県のどちらに行えばよいのか。	介護報酬請求を行っている事業所等と行っていない事業所等の両方を運営している場合、事業所数が少ない場合は、一括して県へ直接申請してください。事業所数が多い場合には、事業所ごとに国保連又は県に申請してください。
6	申請手続き (法人)	第1号様式と第6号様式の違いは何か。	<p>概算で申請する場合は第1号様式、全ての事業が完了しており精算額で申請する場合は第6号様式を使用してください。</p> <p>※概算部分と支払済み部分が混在する場合は、概算額での申請となるため第1号様式で申請してください。</p>
7	申請手続き (法人)	同一事業所番号で複数のサービスを行っている場合、個票はどのように記入すればよいのか。	個票1のシートをコピーし、提供サービスごとに作成してください。個票のシート名は「個票1」「個票2」「個票3」…のように、1からの通し番号としてください。シート名が正しくないと、第1号（第6号）様式（申請書）や、様式1、様式1別添に金額等が正しく反映されませんのでご注意ください。
8	申請手続き (法人)	政令指定都市に所在する事業所分も市ではなく県（国保連）に申請するのか。	政令市も含め、神奈川県内に所在する事業所分は全て県（国保連）に申請してください。

項番	分類	質問内容	回答
9	申請手続き (法人)	国保連に介護電子請求受付システムで介護報酬の請求を行っているが、代理人（委託会社）に申請してもらっており事業所のユーザIDが不明な場合にはどうしたらよいか。	代理人のユーザIDでの申請はできないため、事業所のユーザIDで申請を行う必要があります。 事業所のユーザIDが不明の場合は、国保連に再発行を依頼してください。
10	申請手続き (法人)	国保連への申請について、複数の事業所を運営している場合、どの事業所のユーザIDを使用すればよいか。	保有する事業所のユーザIDのうち、任意の一つから申請を行ってください。
11	申請手続き (法人)	国保連への申請について、一つの事業所ユーザIDでログインし、複数事業所分を申請した場合、支払いはどのように行われるのか。	支援金等は事業所番号ごとに支払われます。
12	申請手続き (法人)	申請後、どのくらいの期間で振込まれるのか。	事業者等から国保連に請求を行った場合は、毎月15日から月末までの申請分について、書類の不備等がなければ翌月下旬までに支払いの予定です。
13	申請手続き (法人)	国保連への申請の場合、支援金等はどの口座に振り込まれるのか。	国保連に登録している口座番号に振り込まれます。
14	申請手続き (その他)	申請書をインターネットからダウンロードできない場合はどうしたらよいか。	インターネット環境が使用できない場合は、あらかじめ宛先を記入した返信用封筒に切手（個人申請の場合は84円、法人申請の場合は94円）を貼付の上、県に申請書様式等の送付依頼をお送りください。紙で印刷した申請書様式等を封入して返送します。 ・送付依頼に日中連絡可能な電話番号を記載してください。 ・返信用封筒・切手が同封されていない場合、申請書をお送りすることはできませんのでご承知おきください。 【宛先】 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課 緊急包括支援事業担当 宛
15	実績報告 (法人)	概算額での申請で実績報告時に返還金が生じた場合、いつ返還することになるのか。	返還金が生じた場合、納付書を令和3年4月以降に送付します。納付書が届いたら、速やかに金融機関等で納付してください。
16	消費税仕入控除税額報告書 (法人)	消費税の申告を行っていない場合にも、消費税仕入控除税額報告書の提出を行う必要があるか。	消費税の申告を行っていない場合にも、報告書を提出いただく必要があります（消費税の申告の有無欄を「無」にして提出）。
17	申請手続き (法人)	申請様式のファイル名の指定はあるか。	国保連へ電子媒体（CD-R）で申請される場合は、Excelのファイル名を代表となる事業所の事業所番号としてください。それ以外の申請方法の場合は指定はございません。

項番	分類	質問内容	回答
18	申請手続き (法人)	個票に入力したが他の様式に入力内容が反映されない場合はどうすればよいか。	[F9] キー又はメニューバーの[数式]→[再計算実行]により再計算を行ってください。それでも反映されない場合には、ファイルを保存の上、一度閉じてから開き直してください。
19	申請手続 (法人用)	居宅介護支援事業所の場合、個票の定員数はどのように記載すればよいか。	未記入でかまいません。
20	実績報告 (法人)	概算額で申請した場合、実績報告書はいつまでに提出すればよいか。	事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日まで提出してください。 令和3年3月31日までに実績報告書の提出が間に合わない場合は、同日までに状況報告書を提出すれば、実績報告書の提出期限を令和3年4月10日まで延長することができます。